

平成19年7月20日

## プライバシーマーク審査員登録制度の運用開始について

財団法人 日本情報処理開発協会  
プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク制度では、従来、独自に定めた養成カリキュラムに基づく研修を実施し、修了試験に合格した者について、更に実際の審査業務に同行させて審査経験を積ませるOJT研修を行い、そのうち審査要員として適格であると認められた者についてのみ各指定機関との間で契約を締結して実際の審査業務にあたらせてきました。

これはプライバシーマーク制度の普及を進めるための過渡的な措置として対応したものです。

認定事業者数の累計が平成19年度中には10,000社に達すると予想できるまでに拡大した現在、当協会の社会的使命を果たすために、制度の客観性や透明性を高める努力が必要であることは論を待ちません。

当協会といたしましては、上記のように内部的に試行を重ねた経験を踏まえ、このたび、第三者認証制度に関する国際標準を参考に、審査員を登録する「プライバシーマーク審査員登録制度」を確立し、平成19年9月1日から運用を開始することと致しました。本制度の目的は、審査員としての資格を対外的にも明確にし、その資格に適合していることを認めることです。

「プライバシーマーク審査員登録制度」発足に伴い、現在、Pマーク審査に携わっている者は、そのまま新制度に移行します。

「プライバシーマーク審査員登録制度」に関連する以下の基準を公表いたします。

### [プライバシーマーク審査員登録制度](#)

(プライバシーマーク審査員登録制度の全体的な仕組みを定めたもの)

### [プライバシーマーク審査員資格基準](#)

(プライバシーマーク審査員に求められる資格の基準を定めたもの)

### [プライバシーマーク審査員研修カリキュラム/研修コース基準](#)

(プライバシーマーク審査員補となるために修了しなければならない技能を定めたもの)

今後も順次、プライバシーマーク制度への信頼の維持・向上のため、制度の改革を進めて参ります。

以上

---

### 【プライバシーマーク審査員登録制度の概要】

プライバシーマーク審査員登録制度では、審査員の資格を次の3種類とします(3種類の審査員を総称する場合、以下「審査員等」という)。

### Pマーク主任審査員

審査チームにおいて審査リーダーの役割を担う。

### Pマーク審査員

審査チームにおいて審査リーダーを補佐する役割を担う。

### Pマーク審査員補

審査チーム（Pマーク主任審査員とPマーク審査員で構成）が実施するPマーク審査の実務に参加して、審査実務の経験を積むことができる。Pマーク審査員補は、審査チームの構成員となることはできない。

今後Pマークの審査に携わりたいと思う者は、まずPマーク審査員補の資格を得なければなりません。プライバシーマーク審査員補となるためには、プライバシーマーク審査員研修カリキュラムに準拠した研修を修了する必要があります。この研修は、当協会が認定する審査員研修機関（当面は当協会高度情報化人材育成室が審査員研修機関を兼ねる）が実施します。

審査員等となる資格を有する者は、当協会が認定する審査員登録機関（当面は当協会プライバシーマーク審査員登録室が審査員登録機関を兼ねる）に申請し登録します。登録がなければ現実の審査実務に携わることはできませんが、資格だけ取得して登録しておくことも可能です。

Pマーク審査員補からPマーク審査員、Pマーク主任審査員への格上げは、所定の審査実務経験及び主任審査員・指定機関からの推薦によります。

なお、本制度に基づいて登録された者は、審査員登録機関のホームページで公表いたします。

お問合せ：[プライバシーマーク審査員登録室](#)

TEL: 03-3432-3150

< プライバシーマーク審査員登録制度の全体図 >

